

第2弾

相生市生活応援商品券事業
主催 相生市

あいおい 生活応援 商品券

相生市民限定

申込み不要!
ご自宅に発送します!



ど根性大根 大ちゃん

相生市では、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化による地域経済の落ち込みに対し、消費喚起を図り地域を活性化するとともに、物価高騰に伴う市民の生活支援を目的として、12月・1月に使用できる「相生市生活応援商品券事業」を昨年に引き続き第2弾として実施します。

申込み不要!ご自宅まで発送します!

支給額

1世帯につき、

合計 **3,000円**

(中小規模店専用券2枚、全店共通券4枚の500円券が6枚)

利用期間

令和5年

令和6年

12月1日(金)～1月31日(水)まで

中面に商品券取扱店一覧掲載

詳しい内容、取扱店舗については中面・裏面をご覧ください!!

※11月末日まで取扱登録店の受付を継続します。

●相生市HP <https://www.city.aioi.lg.jp> ●相生商工会議所HP <https://www.aioicci.jp> もご覧ください。

商品券取扱い
お問合せ先

相生市地域振興課
相生商工会議所

☎ 0791-23-7133
☎ 0791-22-1234

「あいおい生活応援商品券」概要

商品券は、1組・500円券×6枚(うち中小規模店専用券2枚、全店共通券4枚、合計3,000円分)の切り離し型です。

中小規模店専用券
500円

2枚

全店共通券
500円

4枚

中小規模店専用券

市内に店舗等を有する登録した事業者のうち、大規模小売店舗立地法による建物内の店舗面積1,000㎡を超える店舗(事業所)以外の事業者で使用できる商品券

全店共通券

市内に店舗等を有する登録した全ての事業者で使用できる商品券

【郵送について】

▶ あいおい生活応援商品券は、11月中旬に各世帯主(令和5年9月30日現在住民票登録がある方)に郵送します。

11月30日以降も届かない場合は相生市地域振興課(0791-23-7133)へご連絡ください。(商品券の配送状況はすべて記録しています。)

▶ あいおい生活応援商品券に記載の管理番号は、世帯主に割り当てられています。(他人の商品券を無断で使用することは犯罪になります。)

【使用できないもの】

- ・切手、商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ・不動産
- ・事業活動に伴って使用する仕入れ商品
- ・国税、地方税、使用料等の公租公課
- ・その他この事業の目的にそぐわないもの

「あいおい生活応援商品券」見本

中小規模店
専用券

※大型店舗では
使用できません



全店
共通券

